



広島県報

号 外
第 31 号

発行所 広島県総務部
総務管理司文書法制室
発行日 毎月 2,700円

目 次

公安教育課設置
 広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
 広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
 第2条の2中「4課」を「5課」に、「警務課」を「警務課」に改める。
 第10条中第14号及び第15号を削り、第16号を第14号とし、第17号を第15号とし、同条の次に次の1条を加える。
 (人材育成課の分掌事務)

公安委員会規則

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

広島県公安委員会規則第1号

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中「4課」を「5課」に、「警務課」を「警務課」に改める。

第10条中第14号及び第15号を削り、第16号を第14号とし、第17号を第15号とし、同条の次に次の1条を加える。
(人材育成課の分掌事務)

第10条の2 人材育成課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職場及び警察学校における教養その他の人材の育成に関する企画、指導及び調整に関すること。
 - (2) 警察教養施設の整備及び運営の企画に関すること。
第19条第9号中「交通規制課及び」を削る。
- 第19条の2第4号中「道路使用の許可」の次に「自動車保管場所証明」を加え、同条第7号から第9号までを削る。

第20条第1号及び第6号中「(交通規制課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同条に次の1号を加える。

(7) 道路交通法の規定による放置違反金に関すること。

第34条第2項中「事務吏員又は技術吏員」を「又は警察官以外の職員(以下「一般職員」という。)」に改める。

第34条の3第2項中「事務吏員」を「一般職員」に改める。

第35条第2項中「事務吏員又は技術吏員」を「又は一般職員」に改める。

第35条の2第2項中「事務吏員」を「一般職員」に改める。

第35条の3を削る。

第37条第2項中「事務吏員又は技術吏員」を「又は一般職員」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第19条第9号の改正規定、第19条の2第4号の改正規定及び同条第7号から第9号までを削る改正規定並びに第20条第1号及び第6号の改正規定並びに同条に1号を加える改正規定は、同年3月23日から施行する。

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

広島県公安委員会規則第2号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則(昭和35年広島県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第9条の18第1項中「交通部交通規制課長」を「交通部交通指導課長」に改める。

第12条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験をすること。

第13条中「広島北警察署長」を「安佐南警察署長」に改める。
 第14条第2項中「広島北警察署」を「安佐南警察署」に改め、同条第3項中「広島北警察署長」を「安佐南警察署長」に改める。
 第15条の表中「広島北警察署長」を「安佐南警察署長」に、「広島南警察署及び広島北警察署」を「広島南警察署及び安佐南警察署」に改める。
 第16条第1項、第19条の2第1項及び第21条の14中「広島北警察署長」を「安佐南警察署長」に改める。
 別表7の項の次に次のように加える。

7の2	一般国道2号	三原市糸崎町四丁目3444番先から 三原市館町二丁目4148番14先まで
-----	--------	---

別表12の項中「安芸郡坂町岡下（坂北インターチェンジ）」を「呉市西中央五丁目（呉インターチェンジ）」に改め、同表14の項中「広島市安佐北区可部五丁目1246番15先」を「広島市安佐北区三八二丁目467番1先」に改め、同表32の項中「広島市安芸区矢野西二丁目13番先」を「広島市安芸区矢野南五丁目13番先」に改め、同表36の項の次に次のように加える。

36の2	県道広島空港線	三原市本郷町善入寺字平岩64番15先から 東広島市河内町入野字鷹ノ巣1876番1先（河内インターチェンジ）まで
------	---------	--

別表45の項中「廿日市市伴丈木30番3先」を「廿日市市串戸六丁目29番7先」に改め、同表47の項中「安芸郡海田町南堀川町1349番2先」を「安芸郡海田町浜角2148番4先」に改め、同表56の項の次に次のように加える。

56の2	広島市道504号線 (広島高速4号線)	広島市西区中広町一丁目4番先から 広島市安佐南区沼田町大字大塚字日ノ京1836番1先まで
------	------------------------	---

別表59の項の次に次のように加える。

59の2	広島市道中3区中 広宇品線	広島市中区寺町6番先から 広島市西区中広町一丁目1番先まで
59の3	広島市道西1区中 広宇品線	広島市西区中広町一丁目4番先から 広島市西区中広町一丁目1番先まで

別表79の項の次に次のように加える。

79の2	広島市道安佐南4 区453号線	広島市安佐南区沼田町大字大塚字市場3051番1先から 広島市安佐南区大塚西三丁目2番先まで
79の3	広島市道安佐南4 区454号線	広島市安佐南区沼田町大字大塚字日ノ京1836番1先から 広島市安佐南区沼田町大字大塚字市場3051番1先まで

（平） 県 長 官

79の4	広島市道安佐南4 区486号線	広島市安佐南区沼田町大字伴字笹ヶ益2187番17先から 広島市安佐南区伴西二丁目2番先まで
79の5	広島市道安佐南4 区488号線	広島市安佐南区伴南一丁目17番先から 広島市安佐南区沼田町大字伴字笹ヶ益2187番17先まで
79の6	広島市道安佐南4 区489号線	広島市安佐南区大塚西六丁目6番先から 広島市安佐南区伴南一丁目17番先まで
79の7	広島市道安佐南4 区490号線	広島市安佐南区大塚西三丁目2番先から 広島市安佐南区大塚西六丁目7番先まで
79の8	広島市道安佐南4 区608号線	広島市安佐南区伴西二丁目2番先から 広島市安佐南区伴西二丁目7番先（広島西風新都インターチェンジ）まで

別表82の項の次に次のように加える。

82の2	広島市道佐伯1区 371号線	広島市安佐南区大塚西六丁目7番先から 広島市安佐南区大塚西六丁目6番先まで
------	-------------------	--

別記様式第7号の8、別記様式第7号の9、別記様式第7号の15、別記様式第7号の19及び別記様式第7号の22中「広島県警察本部交通部交通規制課駐車対策室」を「広島県警察本部交通部交通指導課駐車管理室」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第9条の18の改正規定並びに別記様式第7号の8、別記様式第7号の9、別記様式第7号の15、別記様式第7号の19及び別記様式第7号の22の改正規定は、同年3月23日から施行する。